

福島県ふたば医療センター附属病院自家用自動車管理業務
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

福島県ふたば医療センター附属病院の公用車の管理(日常点検・給油等)を行うと共に、当該公用車を使用して、職員及び医師等の送迎を委託する。

この募集要領は、福島県ふたば医療センター附属病院自家用自動車管理業務の契約候補者を、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定する際の手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2 業務名

福島県ふたば医療センター附属病院自家用自動車管理業務

3 業務仕様

別紙「福島県ふたば医療センター附属病院自家用自動車管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映する。

4 業務期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの期間

5 見積限度額

43,203,600円(消費税及び地方消費税込み)

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が発注した自家用自動車管理業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (4) 派遣契約ではなく請負による契約ができる者であること。
- (5) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (6) 令和6年4月1日から募集要領を公示した日までに運転業務履行中において重大事故を起こしていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた

者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

① 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(9) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

(10) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

7 実施スケジュール

項目	日程
募集要領の公示	令和7年2月17日(月)
質問の受付	令和7年2月21日(金)17時まで(必着)
質問の回答	令和7年2月27日(木)まで
参加申込書等提出	令和7年3月4日(火)17時まで(必着)
参加資格確認結果の通知	令和7年3月12日(水)まで
企画提案書提出	令和7年3月14日(金)まで(必着)
プレゼンテーション審査	令和7年3月24日(月)
審査結果通知	令和7年3月26日(水)
仕様協議	令和7年3月26日(水)以降
契約	令和7年4月1日(火)

8 手続等

(1) 事務局

〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚817-1

福島県ふたば医療センター附属病院 事務局 総務担当

電話：0240-23-5090

E-mail：futaba_fuzokubyuin@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の公示期間及び方法

ウェブページ (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/futaba/puropozaru2025.html>) により公示する。

公示期間は令和7年2月17日（月）から令和7年3月14日（金）までとする。

9 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式1）の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合は、質問書（様式1）を用い、令和7年2月21日（金）17時まで（必着）に、8（1）に電子メールで提出すること。送信件名は「【質問書】福島県ふたば医療センター附属病院自家用自動車管理業務」とし、必ず電話で送信確認を行うこと。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年2月27日（木）までに、ウェブページ

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/futaba/puropozaru2025.html>) に回答書（様式2）を掲載する。

10 参加申込み及び参加資格審査

本プロポーザルに参加する意思のある者は、以下のとおり参加申込書等を提出すること。

なお、この提出がない者からの企画提案は、受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年3月4日（火）17時まで（必着）

(2) 提出書類

①参加申込書（様式3）

②福島県内に本店又は支店・営業所等があることを証明できる書類（福島県内の事業所等の概要など任意様式）

③受託実績証明書（様式4）

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを添付すること。

(3) 提出方法

8 (1) に電子メールにより提出すること。送信件名は、「【参加申込書】福島県ふたば医療センター附属病院自家用自動車管理業務」とし、必ず電話で送信確認を行うこと。参加申込書等は、提出期限の日までに到着したものまで有効とする。

(4) 参加資格の審査

参加申込書等を受領した後、参加資格の審査を行い、令和7年3月12日(水)までに、参加資格確認結果を通知する。

11 企画提案書の提出

企画提案書については、以下により受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年3月14日(金)まで(必着)

(2) 提出方法

郵送により8(1)へ提出すること。企画提案書は、提出期限の日までに到着したものののみ有効とする。

(3) 提出書類

①企画提案書(様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。)

②事業経費積算書(様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。)

(4) 提出部数

上記①から②・・・7部(正本1部、副本6部)

(5) 記載内容

企画提案書は12企画提案書の評価基準及び仕様書に基づき、次の事項に注意して作成すること。

①仕様書に記載している各業務について、円滑かつ効果的に遂行できる具体的な提案を行うこと。

②仕様書に記載されている各業務の実施方法について、具体的に提案すること。

③業務実施体制を記載すること。

④仕様書に定める業務のほかに、予算の範囲内において実施できる効果的な業務がある場合は独自提案として具体的に提案すること。

⑤事業経費積算書は、明細を記載し、合計金額は税込み金額を明示すること。

(6) 留意事項

① 複数企画提案の禁止

同一の者が複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

② 再提出の禁止

提出後における企画提案書の内容変更、差替え又は再提出を行うことはできない。

③ 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、電子メールにより連絡すること。

④ 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、提案者の負担とする。

⑤ その他

- ・提案者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ・提出された企画提案書は一切返却しない。
- ・提出された企画提案書に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非開示とする。

12 企画提案書の評価基準

別紙「評価基準・評価点表」（以下「評価基準」という。）のとおり。

13 企画提案書の審査方法

契約候補者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。審査委員会は、評価基準に基づき、プレゼンテーション審査により企画提案書を評価し、最優秀提案者を選定する。

(1) 日時

令和7年3月24日（月）

(2) 形式

対面形式（ふたば医療センター附属病院 2階会議室東側）

(3) 方法

- ①出席者は1社3名以内とする。
- ②内容は、企画提案書の説明、審査委員からの質疑とし、新たな資料の配付は認めない。
- ③説明時間は20分、質疑時間は10分、計30分程度を想定すること。

(4) 契約候補者の選定方法

- ①各審査委員の得点を合算し、提案者ごとに総得点を算出する。
- ②総得点が最も上位の提案者を契約候補者とする。なお、プロポーザル参加者が1社の場合、総得点率が6割以上であることを選定の条件とする。また、総得点と同点となった場合、審査委員会による協議のうえ最優秀提案者を選定する。

(5) 審査結果の通知

- ①審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。
- ②審査の結果、契約候補者とならなかった者は、審査結果の通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

14 企画提案書を失格とする事項

次の各項のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

15 仕様の協議及び契約

(1) 評価内容の担保

①選定した契約候補者と福島県ふたば医療センター附属病院が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。協議に当たっては、福島県ふたば医療センター附属病院が、契約候補者が提出した企画提案書の内容を仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。ただし、協議の結果、提案内容のとおり反映されない場合もある。

②企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県ふたば医療センター附属病院は、契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(2) 契約の方法

契約候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求める。

ただし、14の失格事項に該当する場合（企画提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者を契約候補者とする。

(3) その他

契約候補者と福島県ふたば医療センター附属病院との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった提案者と協議する。

なお、本事業は令和7年2月福島県議会において当初予算として審議され、県議会の議決を得られない場合は事業を実施しません。

福島県ふたば医療センター附属病院自家用自動車管理業務 評価基準・評価点

評価基準	評価点
1 理解・取組意欲	
(1) 本業務に対する社としての基本的な考え方について（本業務の趣旨を理解したものとなっているか）。	／10
2 業務実績	
(1) ふたば医療センター附属病院での受託を除く、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が発注した本業務を受託した実績について（同等規模の本業務の受託実績が十分にあるか）。	／10
3 業務遂行能力	
(1) 過去2年間（令和4、5年度）に本業務の実施中に発生した「交通事故」「道路交通法違反」の内容と件数、その対策について（2か年を比較して同様の事故が減少している等、効果的な対策がなされているか）。	／10
(2) 緊急体制について（トラブル等の発生時に、迅速に対応できる連絡体制及び支援体制を有しているか）。	／10
(3) 業務中の個人情報への配慮について（不用意に聞き出す事、漏洩する事が無いよう教育されているか）。	／10
4 企画提案内容	
(1) 業務経費（内容、数量、単価）について（ <u>運転業務員の給与を含め、適正な経費が計上されているか</u> ）。	／20
(2) 独自提案について（「安全、安心、安定」した運行を確保するための成果を期待できるか）。	／30
※仕様書に定める業務以外に、予算の範囲内で実施できる効果的な業務がある場合は具体的に提案すること。	
合計	／100

<判断基準と得点>

- 評価得点は、次表により、100点満点とする。

得点 (10点満点)	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1
得点 (20点満点)	20～17	16～13	12～9	8～5	4～1
得点 (30点満点)	30～25	24～19	18～13	12～7	6～1
判断基準	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る

自家用自動車管理業務委託契約書(案)

委託業務の名称 福島県ふたば医療センター附属病院自家用自動車管理業務

委託業務の場所 いわき市内、福島市内、富岡町内他

委託契約の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

契約年額 金_____円也

(うち消費税及び地方消費税の額_____円)

※上記契約金額の内訳は以下のとおり

福島県(以下「甲」という。)と、_____ (以下「乙」という。)とは、上記の委託業務について、次のとおり契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は、自家用自動車管理業務を、乙に委託する。

2 乙は、別紙「仕様書」に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。

また、仕様書に明示されていないもので、必要軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(受託者の善良管理注意義務等)

第2条 乙は、善良な管理者としての注意を持って委託業務の遂行にあたらなければならない。

(信義誠実の原則)

第3条 乙は、業務を履行するに際し、甲の指示に従うことは勿論、甲も乙と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(内容の変更)

第4条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。

この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この賠償額は甲乙協議して定める。

(連絡体制の整備)

第5条 乙は、委託業務に関し、業務を遂行する人員の氏名・緊急連絡先を記載した名簿を甲に通知しなければならない。また、乙は、緊急時の連絡体制を整備し、緊急連絡網を甲に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委任し、又は下請けをさせ

てはならない。また、無償貸与された施設等について転貸してはならない。

(秘密の保持)

第7条 乙及びその従業員は、業務の遂行上知り得た個人の情報、及び甲の秘匿すべき情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本契約の解除及び終了後においても同様とする。

(施設等の使用)

第8条 甲は、乙が委託業務を遂行するために必要な範囲内において、施設等（車両、駐車場等）及びその附帯設備（車両に係る備品一式（E T Cカードを含む））を無償で貸与、提供する。

- 2 乙は、前項の施設等を善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。
- 3 乙の責に帰すべき事由により、修理の必要が生じたときは、乙は、甲の許可を得て、乙の責任において修理を行う。
- 4 乙は、甲より借り受けた施設等及びその附帯設備を使用した際は、甲が指定する帳簿（自動車使用簿及びE T C使用簿）に必要事項を都度記載しなければならない。

(消耗品等の負担)

第9条 乙が、委託業務を遂行するに当たり必要とする消耗品、燃料等の費用は特に定めのある場合を除き乙の負担とする。

(完了報告および検査等)

第10条 乙は、当該月の委託業務を完了したときは、遅滞なく業務日誌を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、その都度委託業務の遂行状況について乙に報告を求め、もしくは調査し、または指示をすることができる。
- 3 甲は、前2項の検査等の結果、改善すべきものがあると認めたときは、乙に対して改善を求めることができる。
- 4 前項の規定に基づく改善を求められた場合、乙は直ちに改善して甲の検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第11条 乙は前条第1項または第4項の検査の結果、適正であると認められたときは、委託料を請求するものとする。

- 2 甲は、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(遅延利息)

第12条 甲の責めに帰する事由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、遅延した委託料の額に年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を請求することができるものとする。

(事故に対する処置等)

第13条 乙は、法令を順守し、事故、盗難等の防止及び労働安全衛生に努めなければならない。

2 乙は、業務の遂行中、事故発生のおそれのあるとき、または事故が発生した場合は、直ちに適切な処置を執るとともに、甲にその状況を報告し、甲の指示を受けて速やかにその処理に当たらなければならない。

3 乙は、業務の遂行中、乙の責に帰すべき事由により、事故が発生した場合は、乙の責任において補償及び事故処理を行わなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反し、甲に損害を及ぼしたとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (3) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (4) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。
- (5) 乙が本契約の解除を請求し、甲がその理由が正当であると認めるとき。
- (6) 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- (7) 乙の従業員が不正又は違法の行為を行い、業務の遂行ができないと甲が認めるとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（違約金等）

第 15 条 甲が前条第 1 項第 1 号から第 8 号の規定により契約の全部及び一部を解除した場合、乙は、違約金として委託料の 1 ヶ月分に相当する金額を甲に支払わなければならない。

また、乙は、解除された月の初日から業務終了時までの委託業務についての委託料を甲に請求することができないものとする。

2 前項の前段の規定は、前条第 1 項の規定により甲が契約を解除された場合に準用する。

また、そのとき乙は、解除した月の初日から業務終了時までの委託業務についての委託料は、甲に請求できるものとする。

（損害賠償）

第 16 条 甲が第 14 条第 1 項第 1 号から第 8 号の規定による契約解除により損害を受けたときは、乙はその損害額を甲に支払わなければならない。

2 業務の遂行に当たり乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、直ちにその旨を甲に報告するとともに、損害賠償の責に任ずるものとする。

（違約金等の徴収）

第 17 条 乙がこの契約に基づく違約金、又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から年 2.5% の割合で計算した利息（百円未満は切り捨てる。）を付した額を徴収する。

（談合による損害賠償）

第 18 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 14 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

（1）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超

過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約外の事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 20 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委 託 者 甲 住 所 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 8 1 7 - 1
氏 名 福島県
代表者 福島県ふたば医療センター附属病院長 谷川 攻一

受 託 者 乙 住 所
氏 名
代表者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除し、若しくは解除された後も同様とする。

2 乙は、業務従事者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出し禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために個人情報が記録された資料等を、診療所以外の場所に持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況について、実際に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者へ委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文に定めるところによる。

福島県ふたば医療センター附属病院自家用自動車管理業務 仕様書（案）

1 委託業務名

福島県ふたば医療センター附属病院自家用自動車管理業務

2 委託業務の概要

福島県ふたば医療センター附属病院(以下「附属病院」という)の公用車の管理(日常点検・給油等)を行うと共に、当該公用車を使用して、附属病院の医師等の送迎を委託するものである。

なお、運行イメージは別紙のとおり。

- ① 福島県いわき市在住職員(平地区1名)の自宅近隣集合場所と附属病院の間の送迎。【別記1】
- ② 福島県福島市在住のセンター長及び運営支援監の自宅と附属病院の間の送迎。【別記2】
- ③ 福島県立医科大学に所属等している医師(最大5名)の福島県立医科大学と附属病院の間の送迎。(乗車する医師の勤務の都合等により福島駅等と附属病院間の送迎を行う場合がある)【別記3】
- ④ 附属病院の訪問看護等に対応する職員(1名～2名)の送迎。【別記4】
- ⑤ 附属病院の訪問リハビリ等に対応する職員(1名～2名)の送迎。【別記5】
- ⑥ 突発的な用務に対応する職員等の送迎及び救急車での患者移送。【別記6】

3 管理対象等

(1) 管理対象車両(A～Lの12台)

- A ホンダ フィット(上記2の①の送迎用)
初年度登録年月：平成30年3月 車台番号：GP5-3414485
- B ニッサン セレナ(上記2の②の送迎用)
初年度登録年月：平成30年3月 車台番号：C27-007265
- C トヨタ プリウス(上記2の②の送迎用)
初年度登録年月：平成30年3月 車台番号：ZVW50-6124336
- D ニッサン セレナ(上記2の③の送迎用)
初年度登録年月：令和5年9月 車台番号：C28-005112
- E ニッサン セレナ(上記2の③の送迎用)
初年度登録年月：令和3年1月 車台番号：GC27-067615
- F スズキ エブリィ(上記2の④、⑤、⑥の送迎用)
初年度登録年月：平成23年12月 車台番号：DA64V-483591
- G ニッサン セレナ(上記2の④、⑤、⑥の送迎用)
初年度登録年月：平成30年3月 車台番号：GFNC27-013625
- H トヨタ 救急車(上記2の⑥の送迎用)
初年度登録年月：平成27年2月 車台番号：TRH226-0014194

I ニッサン キャラバン(上記2の①～⑥の予備車)

初年度登録年月：平成29年9月 車台番号：KS2E26-100184

J トヨタ プリウス(上記2の①～⑥の予備車)

初年度登録年月：平成30年3月 車台番号：ZVW50-8079756

K ホンダ フィット(上記2の①～⑥の予備車)

初年度登録年月：平成30年3月 車台番号：GP5-3414484

L ニッサン マーチ(上記2の①～⑥の予備車)

初年度登録年月：平成30年3月 車台番号：K13-075949

- (2) 管理対象車両の保管場所 (1) のA 福島県いわき市平 地内
(2) のB～E 福島県福島市杉妻町 地内
(3) のF～L 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 地内

4 委託業務の内容

- (1) 運行計画の企画及び立案
(2) 職員、医師及び患者の送迎
(3) 日常の点検整備（一般整備、法定点検整備、エンジンオイル交換、タイヤ交換に係る費用は含まない）
(4) 燃料（レギュラー）の給油（送迎用A～Hについては燃料費を含むので、給油カード等により対応すること。予備車I～Lについては主に職員で利用するため燃料費を含まない）
(5) 消耗品の補充交換・保管管理
(6) 備品の保管管理
(7) 事故の際の補償・処理
(8) 事故の際の修理・手配（タイヤのパンク及びバースト（タイヤ修理キットを使用した場合修理キット代）、ホイールキャップの紛失、ホイールの破損、飛び石等の飛来物によるガラスのひび割れ及び破損、車内装備の損害に係る費用を含む）
(9) 運転手の人件費（3（2）の管理対象車両の保管場所までの交通費含む）
(10) 代替運転手の人件費
(11) 管理対象車両の任意保険（自動車保険）への加入（保険料の費用を含む）

5 委託業務の時間等

- (1) 委託期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 附属病院では管理日において、基本管理時間は最大で7時～23時30分とする。
なお、附属病院は24時間365日体制で救急医療を提供する医療機関であることから、土日祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）も含めた車両の運行を行う。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、常に運転業務員の健康管理に留意し、運転業務員の心身の状態を把握することにより、安全な運行を確保すること。受託者は、運転業務員が健康状態に不安や問題がある場合は、業務に従事させてはならない。
- (2) 運転業務員は、運転中、道路交通法令を遵守するとともに、交通事故防止を最優先に運行を行なわなければならない。交通事故や事件等に巻き込まれた場合は、附属病院担当者に速やかに口頭報告するとともに、事後に報告書(顛末書)を提出すること。
- (3) 運転業務員は、適切な業務を実施するため、自動車運転に関する専門知識・技術のほか、気象、地理、応急救護、災害に関する基礎知識を習得するとともに、日々の迅速な運行を確実に行うため、交通事情(道路渋滞・道路工事・鉄道遅延など)や天候(風雪・雨霧・雷・気温・台風など)に関する最新の情報を常に収集すること。積雪を伴う期間は、出発時間を契約者の指示する時間に早めること。積雪により、大幅な遅延が予想される場合には、車両台数を増やすなどして、診療体制への影響を抑えること。
- (4) 運転業務員は、附属病院内外において患者やその家族等と接する場合は、親切・丁寧に対応し、利用者等に不審や不快の念を与えるような言動のないよう注意すること。
- (5) 運転業務員は、日頃から附属病院医療スタッフ、施設警備員、その他の関係者と連携・協力及び情報共有を図り、緊急時等における円滑な対応に備えておくこと。
- (6) 受託者及び運転業務員は、職務上知り得た附属病院の業務及び患者に関する情報の取扱いについては、関係法令の規定に従うとともに、関係者以外に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、管理対象車両1台につき、次の各号に掲げる担保種類について、当該各号に係る金額を下限とする任意保険に、12台分加入すること。当該任意保険には、運転者年齢条件、限定運転手の条件等は付さないものとし、受託者の定める運転手以外の者が車両を運行した場合においても保険の適用が可能なものとする。
 - 一 対人賠償保険 無制限
 - 二 対物賠償保険 無制限
 - 三 人身傷害保険 無制限
 - 四 搭乗者傷害保険 1名につき1,000万円
 - 五 車両保険 時価なお、受注者は、任意保険の加入後、遅滞なく証書等の写しを附属病院に提出しなければならない。直ちに提出ができないときは、加入を証明できる関係書類を提出しなければならない。

7 業務引継

遅延なく円滑に遂行するため、次期業務受託者に対し、管理対象車両の鍵の引き渡しとともに、十分な引継を行うものとする。

8 その他

- (1) 附属病院については、送迎する職員及び医師等の勤務シフトに応じた1ヶ月分の運行計画を前月末までに契約権者に提出し、運行計画に基づいた業務を実施すること。

ただし、運行計画に変更がある場合は、事前に契約権者へ報告し協議すること。

また、業務開始後は、月 1 回、運行管理者は附属病院を直接訪問し、職員及び医師等の送迎計画を病院職員とともに読み合わせ確認し、担当する送迎に漏れがないよう万全を期すること。

ただし、運行計画に変更がある場合は、事前に契約権者へ報告し協議すること。

- (2) 管理日において、車両を使用した際は、附属病院に備え付けの「自動車使用簿」に必要事項を記載すること。
- (3) 高速道路を利用する際は、附属病院から E T C カードの貸与を受けること。
- (4) E T C カードを使用した際は、附属病院に備え付けの「E T C カード使用簿」に必要事項を記載すること。
- (5) 上記(2)、(4)とは別に日々の業務を業務日誌等により附属病院へ報告すること。
- (6) 運行計画等の変更等に确实かつ迅速に対応できる体制を構築すること。(運転管理責任者の代理等の設置、運転管理責任者と運転手等の間の連絡網の複数手段の確保等)
- (7) 所定の運転手が急きょ車両の運行ができなくなった場合でも業務の履行が迅速かつ確実に確保できる体制を構築すること。
- (8) 車両の引渡を受けた際は、現状の写真を添えたチェックシート(任意様式)を作成し、附属病院へ30日以内に報告すること。報告にない破損等については、4の(8)に定める事故の際の修理・手配の対象とする。
- (9) その他仕様書に記載のない事項については、必要に応じ契約権者と協議すること。

【別記1】

- 運行日：全日(土日・祝祭日、年末年始を含む)
- 送迎人数と使用車両：いわき市平地区 1名 A フィット1台
- 留意事項：職員の勤務シフトに応じて、複数のパターンが考えられるため、下記運行イメージはあくまでも一例とする。
- 運行イメージ
(いわき→富岡：7時～8時30分) → (富岡→いわき：18時～19時30分)

【別記2】

- 運行日：センター長 週2日程度(土日・祝祭日、年末年始を含む)を想定
運営支援監 週1日程度(土日・祝祭日、年末年始含まず)を想定
- 送迎人数と使用車両：センター長1名 B セレナ、運営支援監1名 C プリウス
- 運行イメージ
(福島→富岡：7時～8時45分) → (富岡→福島：17時～18時45分)

【別記3(附属病院)】

- 運行日：全日(土日・祝祭日、年末年始を含む)
- 送迎人数と使用車両：医師最大5名 D及びE セレナ

○運行イメージ

A：（福島→富岡：8時～9時45分）→待機→（富岡→福島：10時30分～12時15分）

B：（福島→富岡：8時～9時45分）→待機→（富岡→福島：15時15分～17時）

※ 福島駅等から乗車又は降車する医師がいるときは、所要の移動時間を前後に加える等する。

【別記4】

○運行日：週4日程度（土日・祝祭日、年末年始を除く）を想定

○送迎人数と使用車両：職員最大2名 F エブリィ及びG セレナ

○運行イメージ

（富岡→診療圏域内）→待機→（診療圏域内→富岡）

※9時から16時の間で訪問看護等に係る職員の送迎を行う。なお、G セレナについては車いすのまま乗車できる福祉車両であるので、緊急時には乗車の操作補助を行うこと。この際の運転業務員による操作補助に係る事故等の責任は、附属病院が負うものとする。

【別記5】

○運行日：週2日程度（土日・祝祭日、年末年始を除く）を想定

○送迎人数と使用車両：職員最大2名 F エブリィ及びG セレナ

○運行イメージ

（富岡→診療圏域内）→待機→（診療圏域内→富岡）

※9時から16時の間で訪問リハビリ等に係る職員の送迎を行う。なお、G セレナについては車いすのまま乗車できる福祉車両であるので、緊急時には乗車の操作補助を行うこと。この際の運転業務員による操作補助に係る事故等の責任は、附属病院が負うものとする。

【別記6】

○運行日：月曜日から金曜日までを想定。ただし、土日・祝祭日、年末年始の突発的な用務には対応すること。

○送迎人数と使用車両：職員等 2名程度 H 救急車等

○救急車による患者搬送（主として他院で検査を受ける際の病院間送迎）

※9時～16時まで附属病院に待機。突発的な用務に対応する職員等の送迎を行う。なお、緊急時にはH 救急車に搭載したストレッチャーの操作補助を行うこと。この際の運転業務員による操作補助に係る事故等の責任は、附属病院が負うものとする。